

平成 28 年 8 月 9 日

職員の懲戒処分及び分限処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分及び分限処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

1 処分対象者及び処分内容

所属	補職	年齢	性別	処分内容	処分理由	事案の概要
福祉部	総括主査	40	男	懲戒：停職 6 ヶ月 (8 月 10 日から 2 月 9 日まで) 分限：総括主査から 主査への降任	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及 び第 3 号、第 28 条 第 1 項第 3 号	市内で飲酒をした後、酒気帯び運転をし、平成 28 年 8 月 6 日 物損事故を起こした。
福祉部	課長	49	男	懲戒：戒告	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号	部下の酒気帯び運転について、管理者として適正に部下を管 理する義務を怠った。

2 処分年月日

平成 28 年 8 月 9 日